



2022年5月20日

各 位

会 社 名 八 千 代 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 加 藤 憲 嗣
(コード番号：7298 東証スタンダード)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長 堀 田 貢 市
電 話 番 号 0 4 - 2 9 5 5 - 1 2 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月21日開催予定の第69回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めるため、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定めた範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月21日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月21日(予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第15条</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新設) (新設)	第3章 株主総会 (削除) <u>(電子提供措置等)</u> <u>第15条</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u> <u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> <u>附則</u> <u>(株主総会資料の電子提供制度に関する経過措置)</u> <u>定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>②前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u> <u>③この附則の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>